

情報公開制度・個人情報保護制度の利用方法と運用結果

市では、市が保有する公文書を公開する「情報公開制度」を定めています。また、保有する個人情報に適切な取り扱いを行うため、「個人情報保護制度」により必要なルールを定めています。市政に関する情報の公開・開示は、皆さんからの請求に基づいて行っています。

市が保有する全ての公文書が対象となります。ただし、個人情報や法令または条例の規定などによって公開することができない情報は対象外です。

▼情報公開の請求
公開の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行います。

▼請求方法
①市内在住の方
②市内に事務所または事業所がある方
③市内に勤または在学の方
④市の行う事務または事業に利害関係を有する方

▼請求方法Ⅱ
情報公開請求書により請求してください。

▼請求書配布場所Ⅱ
市役所1階行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▼費用Ⅱ
公文書の写し1枚につき10円（A4単色の場合）

▼決定に不服があるとき
部分公開または非公開の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。その決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

▼個人情報保護制度
個人の権利利益の保護と個人情報の適正な取り扱いを行うため、市が保有する個人情報の公開・訂正等を請求することができます。

ただし、法令などにより開示することができないとき、開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときなど、開示できない場合があります。

▼開示の請求
開示の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に開示・不開示の決定を行います。

▼決定に不服があるとき
開示できない場合は、開示の日時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

令和4年度の情報公開制度の運用結果

請求件数

年度	請求件数	処理件数
令和4年度	49件	49件
令和3年度(参考)	20件	20件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合計
市長	13件	30件	0件	1件	0件	0件	44件
教育委員会	1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件
選挙管理委員会	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
監査委員	1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件
合計	16件	32件	0件	1件	0件	0件	49件

※複数に該当する場合は、それぞれに計上しています。

部分公開とした理由

理由	件数
法令秘情報	2件
個人に関する情報	29件
法人等に関する情報	7件
公共の安全等に関する情報	8件
合計	46件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

令和4年度の個人情報保護制度の運用結果

開示請求件数

年度	請求件数	処理件数
令和4年度	8件	8件
令和3年度(参考)	4件	4件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	合計
市長	2件	4件	1件	1件	0件	8件
合計	2件	4件	1件	1件	0件	8件

部分開示とした理由

理由	件数
法令秘情報	1件
個人に関する情報	3件
公共の安全等に関する情報	1件
事務に関する情報	1件
合計	6件

※複数の不開示理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

▼個人情報の開示請求ができません
①自己に関する個人情報を市が保有している方
②①に該当する方の代理人
▼請求方法Ⅱ
保有個人情報開示請求書に本人、または代理人であることを証明する書類を添えて請求してください。

▼請求書配布場所Ⅱ
市役所1階行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▼費用Ⅱ
公文書の写し1枚につき10円（A4単色の場合）

▼決定に不服があるとき
部分開示または非開示の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。その決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

▼個人情報の開示請求ができません
①自己に関する個人情報を市が保有している方
②①に該当する方の代理人
▼請求方法Ⅱ
保有個人情報開示請求書に本人、または代理人であることを証明する書類を添えて請求してください。

▼請求書配布場所Ⅱ
市役所1階行政情報コーナー

※市ホームページからもダウンロードできます。

▼費用Ⅱ
公文書の写し1枚につき10円（A4単色の場合）

▼決定に不服があるとき
部分開示または非開示の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。その決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

6月は環境月間 今こそ節電にご協力を

夏に向け、電力消費が増加することが考えられます。節電への協力をお願いします。

▼極力電気を使わない生活を
本当に必要な考え、やむを得ないもの以外は電気の使用を控えましょう。

▼使っていない家電製品はコンセントを抜きましょう。テレビ・DVDプレイヤーなどのAV機器は待機電力が大きいのがあります。

▼製品ごとに節電を
①エアコン
家庭の節電の鍵となる電化製品です。外気の取り入れなどの工夫をし、体調に影響しない範囲で使用を減らしましょう。植物などで窓への日差しを遮る「緑のカーテン」や扇風機の活用も効果があります。

②照明
こまめに消し、不要な照明は消灯しておきましょう。部屋の照明の明るさも調節しましょう。

③電気ポット、温水便座の保温機能
極力使わず、電源を切っておきましょう。

④テレビ
つけっぱなしはやめましょう。ほかのことをしていると、きは、ラジオがお勧めです。

⑤冷蔵庫
ドアの開閉をできるだけ減らし、お子さんにも伝えましょう。

▼省電力製品の利用を
買い替えの際に注目してみてください。

☎0475(70)0386
☎0475(70)0386
☎0475(70)0386

こまめに節電

☎0475(70)0386
☎0475(70)0386
☎0475(70)0386

赤十字活動資金へのご協力をお願いします

赤十字が行う災害時の救護活動をはじめとしたさまざまな人道的活動は、お寄せいただく活動資金によって支えられています。

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

☎0475(70)0330
日本赤十字社千葉県支部
☎043(241)7531
URL <https://www.chiba.jrc.or.jp/>

☎0475(70)0330
☎043(241)7531
URL <https://www.chiba.jrc.or.jp/>

マイナンバーに関するお知らせ

マイナポイントの申し込みはお早めに!

●ポイントの申し込みができる方=令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方

マイナポイントの申込締切は令和5年9月末ですが、決済サービス会社によっては早めに申し込みを締め切る場合があります。

マイナンバーカードの交付通知書が届いている方は、早めにカードを受け取り、ポイントをもらう申し込みをしましょう。

☎0120(95)0178

▲マイナポイント事業ウェブサイト(総務省マイナポイント事務局)

マイナンバーカードの受け取りはお早めに!

マイナンバーカードの交付通知書が手元に届いたら、速やかに受け取りの予約を行ってください。

受け取り予約は、夏休み期間中やマイナポイント申込期限の9月に集中することが予想されます。期限までに確実に受け取っていただくため、早めの予約をお願いします。

▶受取場所=市民課、白里出張所

マイナンバーカードの受け取りは、予約制です。予約可能時間、予約先等は、交付通知書に同封の予約案内をご覧ください。

▶日曜開庁=毎月最終(日)を開庁していますが、マイナンバーカードの申請急増に伴い、臨時窓口を追加で開設します。開設日は、市ホームページをご覧ください。

☎0475(70)0340

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん